

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【公開番号】特開2011-91564(P2011-91564A)

【公開日】平成23年5月6日(2011.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-018

【出願番号】特願2009-242635(P2009-242635)

【国際特許分類】

H 04 W 12/06 (2009.01)

H 04 W 8/24 (2009.01)

H 04 W 28/18 (2009.01)

H 04 W 84/12 (2009.01)

H 04 M 1/00 (2006.01)

【F I】

H 04 Q 7/00 1 8 3

H 04 Q 7/00 1 5 3

H 04 Q 7/00 2 8 1

H 04 Q 7/00 6 3 0

H 04 M 1/00 R

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月16日(2012.10.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信装置であって、

通信相手装置が有するユーザインタフェースの種別を確認する確認手段と、

前記確認手段により確認した前記通信相手装置が有するユーザインタフェースの種別に基づいて、通信パラメータを前記通信相手装置と共有するための設定処理を実行する設定方式を決定する決定手段と、

前記決定手段により決定した前記設定方式の設定処理を実行し、前記通信相手装置と前記通信パラメータを共有する共有手段と、

を有することを特徴とする通信装置。

【請求項2】

通信相手装置に前記通信パラメータを提供する提供装置として機能するか、提供装置から前記通信パラメータを受信する受信装置として機能するかを決定する決定手段を有し、

前記決定手段により決定した前記能に基づいて、前記共有手段は前記通信パラメータを共有することを特徴とする請求項1に記載の通信装置。

【請求項3】

前記確認手段は、前記提供装置として機能する場合に、前記通信相手装置が有するユーザインタフェースの種別を確認することを特徴とする請求項2に記載の通信装置。

【請求項4】

前記確認手段は、前記通信相手装置からの信号に基づいて、前記通信相手装置が有するユーザインタフェースの種別を確認することを特徴とする請求項1乃至3の何れかに記載の通信装置。

**【請求項 5】**

前記確認手段は、前記通信相手装置がユーザインタフェースとして入力部を有するか、表示部を有するかのいずれかを確認することを特徴とする請求項1乃至請求項4の何れかに記載の通信装置。

**【請求項 6】**

前記共有手段は、前記通信相手装置に前記通信パラメータを提供する処理を実行することを特徴とする請求項1乃至請求項5の何れかに記載の通信装置。  
に記載の通信装置。

**【請求項 7】**

前記設定方式は、前記通信装置又は前記通信相手装置の少なくとも一方に、ユーザが認証コードを入力する方式と、前記通信装置又は前記通信相手装置のいずれにもユーザが認証コードを入力する必要のない方式とのいずれかを含むことを特徴とする請求項1乃至請求項6の何れかに記載の通信装置。

**【請求項 8】**

前記通信装置又は前記通信相手装置の少なくとも一方に、ユーザが認証コードを入力する前記方式には、前記通信装置又は前記通信相手装置の一方にユーザが認証コードを入力し、他方は前記認証コードを表示する方式と、前記通信装置及び前記通信相手装置の両方にユーザが認証コードを入力する方式とのいずれかを含むことを特徴とする請求項7に記載の通信装置。

**【請求項 9】**

前記決定手段は、通信パラメータを前記通信相手装置と共有するための設定処理を実行するための複数の設定方式のいずれかを実行するのに必要なユーザインタフェースを前記通信装置と前記通信相手装置とが有しているかを確認し、該確認結果に基づいて、前記設定処理を実行する設定方式を決定することを特徴とする請求項1乃至請求項8の何れかに記載の通信装置。

**【請求項 10】**

前記確認の結果に基づいて、前記複数の設定方式のいずれも実行できないと判断した場合は、通信パラメータを通信相手装置と共有せずにエラー終了することを特徴とする請求項1に記載の通信装置。

**【請求項 11】**

通信装置であって、

前記通信相手装置が選択した前記設定方式を確認する確認手段と、

前記確認手段により確認した前記通信相手装置が選択した設定方式と、前記通信装置が有するユーザインタフェースの種別とに基づいて、通信パラメータを前記通信相手装置と共有するための設定処理を実行するための設定方式を決定する決定手段と、

前記決定手段により決定した前記設定方式の設定処理を実行し、前記通信相手装置と前記通信パラメータを共有する共有手段と、

を有することを特徴とする通信装置。

**【請求項 12】**

通信相手装置に前記通信パラメータを提供する提供装置として機能するか、提供装置から前記通信パラメータを受信する受信装置として機能するかを決定する決定手段を有し、

前記決定手段により決定した前記能に基づいて、前記共有手段は前記通信パラメータを共有することを特徴とする請求項11に記載の通信装置。

**【請求項 13】**

前記確認手段は、前記提供装置として機能する場合に、前記通信相手装置が有するユーザインタフェースの種別を確認することを特徴とする請求項12に記載の通信装置。

**【請求項 14】**

前記確認手段は、前記通信相手装置からの信号に基づいて、前記通信相手装置が有するユーザインタフェースの種別を確認することを特徴とする請求項11乃至13の何れかに記載の通信装置。

**【請求項 15】**

前記確認手段は、前記通信相手装置がユーザインタフェースとして入力部を有するか、表示部を有するかのいずれかを確認することを特徴とする請求項11乃至請求項14の何れかに記載の通信装置。

**【請求項 16】**

前記共有手段は、前記通信相手装置から前記通信パラメータを受信する処理を実行することを特徴とする請求項11乃至請求項15の何れかに記載の通信装置。

**【請求項 17】**

前記設定方式は、前記通信装置又は前記通信相手装置の少なくとも一方に、ユーザが認証コードを入力する方式と、前記通信装置又は前記通信相手装置のいずれにもユーザが認証コードを入力する必要のない方式とのいずれかを含むことを特徴とする請求項11乃至請求項16の何れかに記載の通信装置。

**【請求項 18】**

前記通信装置又は前記通信相手装置の少なくとも一方に、ユーザが認証コードを入力する前記方式には、前記通信装置又は前記通信相手装置の一方にユーザが認証コードを入力し、他方は前記認証コードを表示する方式と、前記通信装置及び前記通信相手装置の両方にユーザが認証コードを入力する方式とのいずれかを含むことを特徴とする請求項17に記載の通信装置。

**【請求項 19】**

前記確認手段により確認した前記通信相手装置が選択した設定方式と前記設定処理を実行するためのユーザインタフェースを前記通信装置が有さない場合は、通信パラメータを通信相手装置と共有せずにエラー終了することを特徴とする請求項11乃至請求項18の何れかに記載の通信装置。

**【請求項 20】**

通信装置の制御方法であって、

前記通信相手装置からの信号を受信し、前記通信相手装置が有するユーザインタフェースの種別を確認する確認工程と、

前記確認工程において確認した前記通信相手装置が有するユーザインタフェースの種別に基づいて、通信パラメータを前記通信相手装置と共有するための設定処理を実行するための設定方式を決定する決定工程と、

前記決定工程において決定した前記設定方式の設定処理を実行し、前記通信相手装置と前記通信パラメータを共有する共有工程と、

を有することを特徴とする通信装置の制御方法。

**【請求項 21】**

通信装置の制御方法であって、

前記通信相手装置からの信号を受信し、前記通信相手装置が選択した前記設定方式を確認する確認工程と、

前記確認工程において確認した前記通信相手装置が選択した設定方式と、前記通信装置が有するユーザインタフェースの種別とに基づいて、通信パラメータを前記通信相手装置と共有するための設定処理を実行するための設定方式を決定する決定工程と、

前記決定工程において決定した前記設定方式の設定処理を実行し、前記通信相手装置と前記通信パラメータを共有する共有工程と、

を有することを特徴とする通信装置の制御方法。

**【請求項 22】**

請求項1乃至請求項19のいずれか1項に記載の通信装置としてコンピュータを機能させることを特徴とするコンピュータプログラム。

**【手続補正2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0011】

本発明の通信装置は、通信相手装置が有するユーザインターフェースの種別を確認し、該確認した通信相手装置が有するユーザインターフェースの種別に基づいて、通信パラメータを通信相手装置と共有するための設定処理を実行するための設定方式を決定して通信相手装置と前記通信パラメータを共有する。

## 【手続補正3】

## 【補正対象書類名】明細書

## 【補正対象項目名】0012

## 【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0012】

本発明により、通信パラメータを共有する装置のユーザインターフェースに基づく設定方式により通信パラメータを設定することが可能となる。